利用料金表　　白樺デイサービスセンター

通所介護　令和6年４月～　1割

＜通常規模通所介護費サービス利用料金＞

提供時間/要介護度	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
３時間以上４時間未満	370	423	479	533	588
４時間以上５時間未満	388	444	502	560	617
５時間以上６時間未満	570	673	777	880	984
６時間以上７時間未満	584	689	796	901	1,008
７時間以上８時間未満	658	777	900	1,023	1,148

＜加算等＞

入浴介助加算（Ⅰ）	４０円/日
個別機能訓練（Ⅰ）イ	５６円/日
サービス提供加算	１８円/日
科学的介護推進体制加算	４０円/月
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に９．０％乗じた単位数

◆運営規定に定めている通常の事業実施地域を越えてサービスを提供する場合に中山間地域等居住者へのサービス提供加算として、介護費の5％を加算される場合があります。
◆送迎は基本部分に包括されていますが、送迎を利用しない場合は片道４７円減額となります。
◆所得により社会福祉法人軽減制度の適用があります。
◆四捨五入の関係で多少の誤差が生じます。

＜釧路市通所型サービス（通所介護相当）基本月額包括報酬＞

	要支援１	要支援２
サービス利用料金	１，７９８円/月	３，６２１円/月
サービス提供加算	７２円/月	１４４円/月
科学的介護推進体制加算	４０円/月	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に９．０％乗じた単位数	

＜釧路市通所型サービス（通所介護相当）日額＞

要支援1	要支援2	次の条件により利用１回ごとの出来高を適用します
４３６円/回数	４４７円/回数	①状態が不安定で１ケ月の利用が不明な場合　②暫定の場合。③月途中からの開始。④月途中で廃止の場合。

◆運営規定に定めている通常の事業実施地域を越えてサービスを提供する場合に中山間地域等居住者へのサービス提供加算として、介護費の5％を加算される場合があります。
◆所得により社会福祉法人軽減制度の適用があります。
◆四捨五入の関係で多少の誤差が生じます。　◆送迎･入浴･運動器は基本単位に包括されています
◆送迎は基本部分に包括されていますが、送迎を利用しない場合は片道４７円減額となります。

＜介護保険外＞	昼食代　５０５円/回数
	プログラム教材費/必要時

利用料金表

白樺デイサービスセンター

通所介護　令和6年４月～　２割

＜通常規模通所介護費サービス利用料金＞

提供時間/要介護度	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
３時間以上４時間未満	740	846	958	1,066	1,176
４時間以上５時間未満	776	888	1,004	1,120	1,234
５時間以上６時間未満	1,140	1,346	1,554	1,760	1,968
６時間以上７時間未満	1,168	1,378	1,592	1,802	2,016
７時間以上８時間未満	1,316	1,554	1,800	2,046	2,296

＜加算等＞

入浴介助加算（Ⅰ）	８０円/日
個別機能訓練（Ⅰ）イ	１１２円/日
サービス提供加算	３６円/日
科学的介護推進体制加算	８０円/月
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に９．０％乗じた単位数

◆運営規定に定めている通常の事業実施地域を越えてサービスを提供する場合に中山間地域等居住者へのサービス提供加算として、介護費の5％を加算される場合があります。
◆送迎は基本部分に包括されていますが、送迎を利用しない場合は片道94円減額となります。
◆所得により社会福祉法人軽減制度の適用があります。
◆四捨五入の関係で多少の誤差が生じます。

＜釧路市通所型サービス（通所介護相当）基本月額包括報酬＞

	要支援１	要支援２
サービス利用料金	３，５９６円/月	７，２４２円/月
サービス提供加算	１４４円/月	２８８円/月
科学的介護推進体制加算	８０円/月	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に９．０％乗じた単位数	

＜釧路市通所型サービス（通所介護相当）日額＞

要支援1	要支援2	次の条件により利用１回ごとの出来高を適用します
８７２円/回数	８９４円/回数	①状態が不安定で１ケ月の利用が不明な場合　②暫定の場合。③月途中からの開始。④月途中で廃止の場合。

◆運営規定に定めている通常の事業実施地域を越えてサービスを提供する場合に中山間地域等居住者へのサービス提供加算として、介護費の5％を加算される場合があります。
◆所得により社会福祉法人軽減制度の適用があります。
◆四捨五入の関係で多少の誤差が生じます。　◆送迎･入浴･運動器は基本単位に包括されています
◆送迎は基本部分に包括されていますが、送迎を利用しない場合は片道９４円減額となります。

＜介護保険外＞	昼食代　５０５円/回数
	プログラム教材費/必要時

利用料金表　　白樺デイサービスセンター

通所介護　令和６年４月～　３割

＜通常規模通所介護費サービス利用料金＞

提供時間/要介護度	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
３時間以上４時間未満	1,110	1,269	1,437	1,599	1,764
４時間以上５時間未満	1,164	1,332	1,506	1,680	1,851
５時間以上６時間未満	1,710	2,019	2,331	2,640	2,952
６時間以上７時間未満	1,752	2,067	2,388	2,703	3,024
７時間以上８時間未満	1,974	2,331	2,700	3,069	3,444

＜加算等＞

入浴介助加算（Ⅰ）	１２０円/日
個別機能訓練（Ⅰ）イ	１６８円/日
サービス提供加算	５４円/日
科学的介護推進体制加算	１２０円/月
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に９．０％乗じた単位数

◆運営規定に定めている通常の事業実施地域を越えてサービスを提供する場合に中山間地域等居住者へのサービス提供加算として、介護費の5%を加算される場合があります。
◆送迎は基本部分に包括されていますが、送迎を利用しない場合は片道141円減額となります。
◆所得により社会福祉法人軽減制度の適用があります。
◆四捨五入の関係で多少の誤差が生じます。

＜釧路市通所型サービス（通所介護相当）基本月額包括報酬＞

	要支援１	要支援２
サービス利用料金	５，３９４円/月	１０，８６３円/月
サービス提供加算	２１６円/月	４３２円/月
科学的介護推進体制加算	１２０円/月	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に９．０％乗じた単位数	

＜釧路市通所型サービス（通所介護相当）日額＞

要支援1	要支援2	次の条件により利用１回ごとの出来高を適用します
１，３０８円/回数	１，３４１円/回数	①状態が不安定で１ケ月の利用が不明な場合　②暫定の場合。③月途中からの開始。④月途中で廃止の場合。

◆運営規定に定めている通常の事業実施地域を越えてサービスを提供する場合に中山間地域等居住者へのサービス提供加算として、介護費の5%を加算される場合があります。
◆所得により社会福祉法人軽減制度の適用があります。
◆四捨五入の関係で多少の誤差が生じます。　◆送迎･入浴･運動器は基本単位に包括されています
◆送迎は基本部分に包括されていますが、送迎を利用しない場合は片道141円減額となります。

＜介護保険外＞	昼食代　５０５円/回数
	プログラム教材費/必要時